

和歌山県屋外広告物の手引き（別冊）

高速道路等の沿道における屋外広告物許可基準



平成 29 年 4 月

和歌山県

目次

はじめに

第1章 高速道路等沿道における新たな屋外広告物規制の方向性

1. 許可の考え方	1
2. 許可の基本方針	1
3. 許可の対象	2

第2章 許可基準

1. 許可基準の概要	3
2. 許可基準の解説	
1) 定義	4
2) 表示目的	6
3) 表示内容（特産品に係る地域に案内するもの）	7
4) 表示内容（観光施設等へ案内するもの）	8
5) 表示数の上限	9
6) 広告物の形状	10
7) 広告物の面積	12
8) 広告物の各部分の表示面積	13
9) 広告物の色彩	15
10) 広告物の意匠	16
11) 文字	17
12) 設置場所	19

はじめに

本県は、世界遺産やジオパークなど多くの観光・文化資源を保有する観光立県であり、これらの資源を活用するため、和歌山県景観条例（平成 20 年条例第 21 号）等の活用により、景観資源を保全しつつ良好な景観形成に努めています。

屋外広告物については、良好な景観形成等を目的に制定した和歌山県屋外広告物条例（昭和 59 年条例第 10 号。以下「条例」といいます。）に基づき、阪和自動車道の開通（昭和 49 年）を契機に高速道路及び自動車専用道路（以下これらを総称して「高速道路等」といいます。）の沿道 300m の範囲内における屋外広告物の設置を原則として禁止してきました。

このような中、来訪者の利便性向上の観点から、高速道路等の沿道において、周辺景観と調和しつつ、わかりやすく統一感のある案内広告物を整備・誘導していくため、今般、和歌山県屋外広告物施行規則（昭和 59 年規則第 85 号。以下「規則」といいます。）を改正し、高速道路等の沿道に設置を認める屋外広告物の基準を新たに策定しました。

本冊子は、和歌山県屋外広告物の手引きの別冊編として、許可基準の詳細を分かりやすく解説するとともに、良好な景観形成等の観点から推奨すべき広告物のデザイン等を取りまとめたものです。

広告主・広告業者、観光関係事業者等の御理解・御協力のもと、観光振興に資する広告物の設置を通じて、本県における観光振興の一層の推進、地域経済の発展を目指してまいります。

～従来の屋外広告物規制の概要～

高速道路等の路端から 300m 以内の範囲であって道路面より上の地域（道路から展望できる部分に限る。）は、原則として広告物の表示、又は掲出物件の設置が認められない「禁止地域」として位置づけられています（条例第 3 条第 12 号）。

条例第 6 条第 6 項では、「道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらの掲出物件」は知事の許可を受けることにより条例第 3 条の規定（禁止地域等に関する規定）を適用しないこととされています。

この適用除外規定の対象には、概念上、高速道路等も含まれていますが、高速道路等に対応した設置基準を規則において定めていないことから、高速道路等の沿道に屋外広告物を設置することは実質的に不可能となっています。

このため、今般、規則を改正し、高速道路等の沿道における屋外広告物の設置基準を新たに策定することとしました。



第1章 高速道路等沿道における新たな屋外広告物規制の方向性

1. 許可の考え方

許可基準は、本県の景観計画に掲げられた「基本目標」や「目指すべき景観像の実現」を基本理念とします。

【基本理念】

(和歌山県景観計画：基本目標より)
①人々の生活や生業の中で生まれ、支えられ、継承されてきたものに敬意を表す
②身近なところに当たり前のようにある和歌山県らしい景観の価値に気付き、その成り立ちを丹念に読み解き、共有していく過程を通じて保全し、創造し、次代に引き継ぐ
③県、市町村、県民、事業者及び来訪者が協働し、和歌山県らしい良好な景観の形成を図っていく
(和歌山県景観計画：目指すべき景観像の実現より)
①精神文化を育んできた骨格となる自然景観を保全する
②多様な時代の歴史や地域の文化が息づく景観を継承する
③人々の暮らしや地域の活動がつくる景観の魅力を醸成する

2. 許可の基本方針

①周辺景観への配慮

和歌山県の高速道路等は、トンネル区間が多いものの、地上を走行する際には、周辺の山林など緑豊かな自然景観を望むことができます。

今回、新たに設置を認める広告物は、こうした緑豊かな自然景観を阻害することなく、かつ、来訪者が必要な情報を適切に取得できるよう、規格、デザイン、設置枚数等に係る基準を設け、周辺景観との調和を図るものとします。

②統一感の確保

和歌山県内には、高野山や熊野古道等の歴史・文化資源やジオサイトなどの美しい自然、梅やミカンに代表される特産品など、これらに関連する観光地や観光施設等が多数あり、本県を訪れる来訪者は年々増加しています。

来訪者に県内の観光地点、特産品等の情報を正確かつ効果的に伝えるため、広告物の色彩やレイアウトの指定等により一定の統一感を醸成しつつ、わかりやすいデザインとするものとします。

③和歌山らしさの創出

和歌山県内には、紀北の高野山、梅やミカンの一大産地である紀中、吉野熊野国立公園に指定された白浜・串本の美しい海岸線や熊野古道を有する紀南と、地域ごとに様々な特徴を持っています。

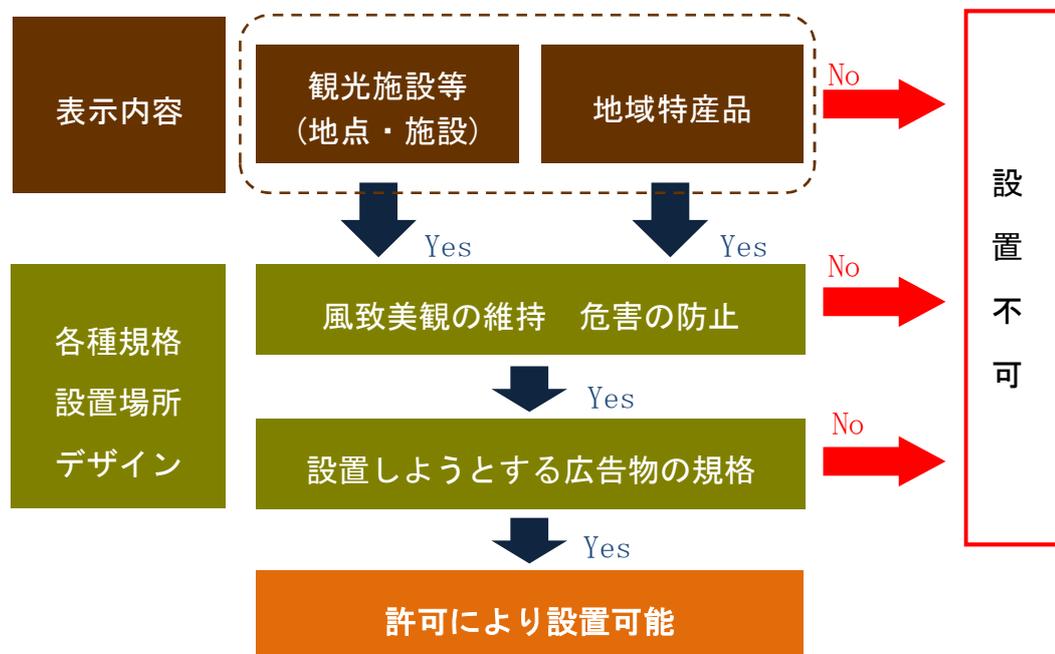
広告物の色彩や表示面のレイアウトなどを工夫することで、和歌山県の魅力が少しでも伝わるデザインとするものとします。

3. 許可の対象

条例第6条第6項に基づき設置が許可される広告物は、(1) 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物、(2) 公衆の利便に供することを目的とする広告物の2種類です。

来訪者の利便性向上の観点から、観光施設等（観光施設・観光地点）を案内する広告物、地域特産品を案内する広告物を、それぞれ設置できることとします。

【設置を認める広告物のフロー】



「道標とは、」

道路を通行する人の便宜のために木、石又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植され、地名又は公共的な建物、施設等の方向、里程などを表示するもの。

「案内図板とは、」

木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植され、又は建築物(塀を含む。)の壁面を利用して取り付けられ、事業所、営業所若しくは作業場(以下「事業所等」という。)を案内するための図表を表示するもの又は土地に建植され、公共的な広告内容を表示するもの。

第2章 許可基準

1. 許可基準の概要

高速道路等の沿道については、以下の基準に適合する案内広告物に限り、その設置を許可します。

対象路線	和歌山県内の高速道路及び自動車専用道路（中核市である和歌山市内（別条例）を除く）							
表示内容	<p>(1) 観光施設等</p> <p>◎観光入込客統計（観光庁）に基づく観光地点であって知事が指定するもの（※）</p> <p>（※）城、神社・仏閣、博物館、美術館、動・植物園、水族館、温泉地、スポーツ・レクリエーション施設、海水浴場、公園、遊園地、テーマパーク等を指定</p> <p>（※）一般店舗・飲食店、ホテル・旅館は対象外</p> <p>◎上記以外の観光施設等であって、上記に準ずるものとして知事が認めたもの</p> <p>(2) 地域特産品</p> <p>◎中小企業地域資源活用促進法に基づく地域産業資源のうち知事が指定するもの（※）であって、地方自治体又は公共的団体（農協、漁協、観光協会等）が設置するもの</p> <p>（※）梅、柿、じゃばら、ミカン、桃、紀州うめどり、熊野牛、山椒、鯉、クエ、タチウオ、マグロ、紀州箆笥、紀州備長炭、漆器、醤油、味噌、めはりずし、和歌山ラーメン等の農林水産物や各種工芸品等を指定</p>							
規格	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・20 m²以内（単独看板の場合） ・30 m²以内（集合看板（※）の場合） <p>（*）英語等を併記する場合は45 m²まで可</p>		高さ	地面から7m以内	形状	長方形 幅11m 以下	
デザイン	色	<p>【主要部分】 茶（背景） 白（文字）</p> <p>【案内部分】 白（背景） 茶（文字）</p>	字体	視認しやすい 字体	文字サイズ	<p>路端からの距離に応じる 文字高</p> <p>・15m以内→50cm以上 ・15～30m以内→70cm以上</p>	表示面積	<p>【案内部分】 1/5以上</p> <p>【記号等部分】 1/5以下</p>
表示数 設置場所	表示数	4まで (上り・下り2まで)		設置場所	<p>①路端からの距離：5m超30m以内 (道路標識から10m以内の区域を除く)</p> <p>②路面からの高さ：12m以内</p> <p>③相互間距離：80m以上（走路方向）</p> <p>ただし、地理的要因その他やむを得ない場合で、一定の条件（色彩、レイアウトの統一等）を満足する場合はこの限りではない。</p>			

2. 許可基準の解説

1) 定義

種類	定義	許可の期間
高速道路等沿道案内広告物	条例第 6 条第 6 項の規定により許可を受けて表示し、又は設置する広告物であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。 1 木、石、金属その他の耐久性のある材料を使用して作成されるものであること。 2 条例第 3 条第 12 号の知事が指定する区域の土地に建植されるものであること。 3 高速自動車国道又は自動車専用道路（以下「高速道路等」という。）を通行する車両の運転者の便宜を図るため、知事が指定する特産品（以下「指定特産品」という。）に係る知事が指定する地域（以下「指定地域」という。）又は知事が指定する観光施設若しくは観光地点（以下「指定観光施設等」という。）への案内に関する必要な事項を表示するものであること。	3 年以内

(解説)

高速道路等の沿道に設置することができる広告物を「高速道路等沿道案内広告物」と定義し、当該広告物には、高速道路等を通行する車両の運転者の便宜を図るため、知事が指定する特産品に係る地域又は観光施設や観光地点（以下「観光施設等」という。）への案内に関する必要な事項を表示するものとしています。

「指定特産品・指定地域」

中小企業地域資源活用促進法に基づく地域産業資源のうち知事が指定するもの。

梅、柿、じゃばら、ミカン、桃、紀州うめどり、熊野牛、山椒、鯉、クエ、タチウオ、マグロ、紀州箆筍、紀州備長炭、漆器、醤油、味噌、めはりずし、和歌山ラーメン等の農林水産物や各種工芸品等とその地域を告示で指定しています。

詳しくは、和歌山県都市政策課ホームページ「和歌山県屋外広告物制度について（地域特産品等及び観光施設等の指定）」をご覧ください。

URL <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/index.html>

「指定観光施設等」

観光入込客統計（観光庁）にもとづく観光地点であって知事が指定するもの。

次の4要件を満たすものが該当します。

- ① 和歌山県内に所在すること。
- ② 年間を通じて概ね1週間につき2日以上観光客を受け入れること。
- ③ 相当程度周知されていること。
- ④ 次表に掲げる観光施設又は観光地点に該当すること（民間施設を含みます）

分類	観光施設又は観光地点
自然	山岳、高原(湿原を含む。)、湖沼(人造湖を含む。)、河川(峡谷及び滝を含む。)、海岸(岬を含む。)、海中(自然公園法(昭和32年法律第161号)で海中公園に指定されている地区をいう。)及び島
歴史・文化	史跡(古墳、貝塚、城跡及び古戦場をいう。)、城(天守又は矢倉を有する城(復元されたものを含む。)をいう。)、神社、仏閣、庭園、歴史的街並み、旧街道(歴史的な街道であって、観光地点として魅力を有するものをいう。)、博物館、美術館、記念館、資料館、動物園(サファリパーク及び鳥類園を含む。)、植物園、水族館、産業観光(ワイナリー、ビール園、酒造見学を行う施設を含む。)、歴史的建造物
温泉	温泉地(温泉法(昭和23年法律第125号)に基づく温泉がゆう出する地域をいう。)
スポーツ・レクリエーション	スポーツ・レクリエーション施設(ゴルフ場、テニス場、スケート場、プール、サイクリングコース、ハイキングコース、複合的スポーツリゾート施設及び自然歩道を含む。)、スキー場、キャンプ場、釣り場、海水浴場、マリーナ、ヨットハーバー、公園(都市公園法(昭和31年法律第79号)に基づき設置されたものをいう。)、レジャーランド・遊園地及びテーマパーク
商店街	商店街
その他	この表に掲げるもののほか、①から③までの要件を満たす観光施設又は観光地点として知事が認めるもの

「観光施設等への該当判断」

以下の項目に照らし合わせ、表示が認められる観光地点に該当するか否かを判断します。

- (1) 文化財指定、ジオサイト、自然公園、伝建地区など法令等における位置づけの有無
- (2) 公的観光情報サイト等への掲載の有無
- (3) 上記(1)及び(2)で認められる観光地点との類似性及び同等以上の集客性の有無

2) 表示目的

和歌山県屋外広告物条例施行規則（以下「規則」という。）

別表第3（高速道路等沿道案内広告物の欄）

1 広告物を表示し、又は設置する目的に関し、次に掲げる基準のいずれかを満たすものであること。

(1) 指定特産品に係る指定地域へ案内するため、地方公共団体若しくは公共的団体が表示し、又は設置するもので、公共的目的を有するもの（当該公共的目的以外の目的を有しないものに限る。）であること。

(2) 指定観光施設等へ案内するため、公衆の利便に供することを目的として表示し、又は設置するもの（当該目的に公衆の利便に供すること以外の目的を含まないものに限る。）であること。

(解説)

条例第6条に加え、高速道路等の沿道に設置することができる案内広告物の表示目的について定めています。

高速道路等沿道案内広告物は、(1) 地方公共団体若しくは公共的団体が設置する、特産品に係る地域へ案内するもの、(2) 観光施設等へ案内するもののいずれかを満足する必要があります。1の広告物において、(1) 又は(2)の案内を複数表示することや、(1) 及び(2)を併せて表示することもできます。ただし、その総数は3までとなっています。

ここでいう「公共的団体」とは、地方自治体及び地方自治法第157条に規定する公共的団体をいいます。(農協、漁協、森林組合、商工会議所、観光協会等)

【単独看板・集合看板の例】

(単独看板) 特産品又は観光施設等の名称が1の場合



「名勝 円月島」 → (2) 観光施設等のみ・・・①
総数 1

(複合看板) 特産品又は観光施設等の名称の総数が2又は3場合



「世界遺産 那智の滝」 → (2) 観光施設等・・・①
「那智勝浦町 マグロ」 → (1) 特産品・・・②
「紀の松島 勝浦温泉」 → (2) 観光施設等・・・③
総数 3 まで表示可能

3) 表示内容（特産品に係る地域に案内するもの）

規則別表第3（高速道路等沿道案内広告物の欄）

2 広告物の表示に関し、次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 指定特産品に係る指定地域へ案内するためのものにあつては、次に掲げる事項のうちアに掲げるものを表示するほか、必要に応じイからクまでに掲げるものに限り、表示するものであること。

ア 指定特産品の名称、当該指定特産品に係る指定地域の名称及び当該指定地域に係る最寄りのインターチェンジの名称

イ 指定特産品の名称だけではその内容が理解できない場合にあつては、当該指定特産品の内容に係る説明

ウ 指定観光施設等への案内（公衆の利便に供することを目的とするものに限る。）の表示を含む場合にあつては、指定観光施設等の名称及び当該指定観光施設等に係る最寄りのインターチェンジの名称

エ 公衆の利便に供するため必要がある場合にあつては、最寄りのインターチェンジ以外のインターチェンジの名称

オ アからエまで及びクに掲げる事項の全部又は一部に付される英語その他外国語による翻訳又はローマ字の表示（以下「翻訳等」という。）

カ 指定特産品、指定地域、指定観光施設等又はインターチェンジを示す記号、マーク、絵その他これらに類するものであつて、特定の商品を想定させるものでないもの（県章及び市町村章を除き、公衆の利便に供するものに限る。）

キ 地方公共団体が表示し、又は設置する場合であつて、かつ、当該地方公共団体が表示を必要とする場合にあつては、県章又は市町村章

ク アからキまでに掲げるもののほか、公共的目的のため必要な表示であると知事が認めるもの

（解説）

高速道路等沿道案内広告物のうち、特産品に係る地域に案内するものについて、表示できる内容を定めています。「ア」に定めている内容は必ず表示することとし、必要に応じイ〜クに限り表示することができます。

【特産品を示す記号、マークに写真を用いた事例】



4) 表示内容（観光施設等へ案内するもの）

規則別表第3（高速道路等沿道案内広告物の欄）

2 広告物の表示に関し、次に掲げる基準を満たすものであること。

(2) 指定観光施設等へ案内するためのもの（指定特産品に係る指定地域への案内の表示を含むものを除く。）にあつては、次に掲げる事項のうちアに掲げるものを表示するほか、必要に応じイからキまでに掲げるものにより、表示するものであること。

ア 指定観光施設等の名称及び当該指定観光施設等に係る最寄りのインターチェンジの名称

イ 指定観光施設等の名称だけではその内容が理解できない場合にあつては、当該指定観光施設等の内容に係る説明

ウ 指定観光施設等又はインターチェンジを示す記号、マーク、絵その他これらに類するものであつて、特定の商品を想定させるものでないもの（県章及び市町村章を除き、公衆の利便に供するものに限る。）

エ 公衆の利便に供するため必要がある場合にあつては、最寄りのインターチェンジ以外のインターチェンジの名称

オ アからエまで及びキに掲げる事項の全部又は一部に付される翻訳等

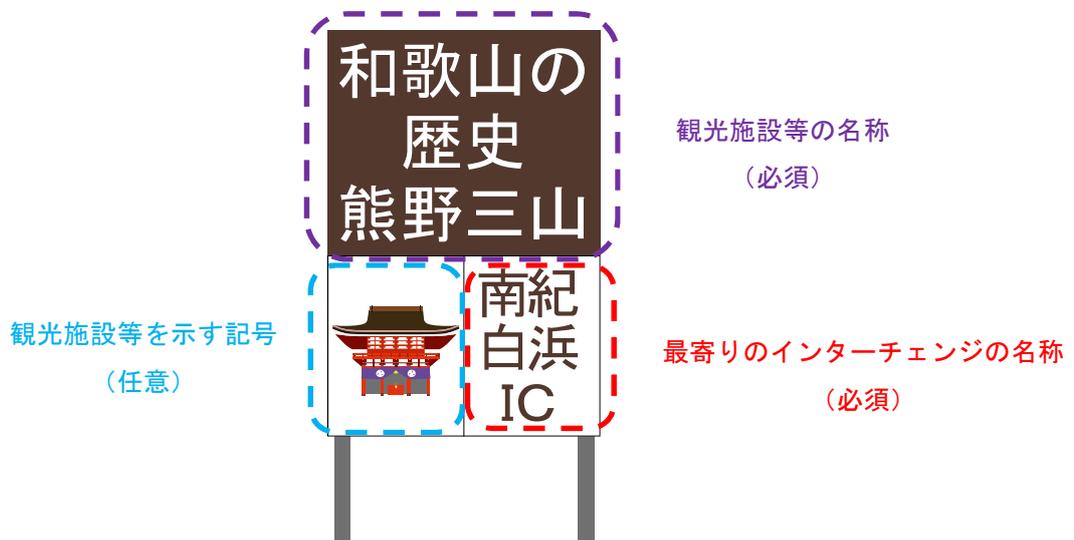
カ 地方公共団体が表示し、又は設置する場合であつて、かつ、当該地方公共団体が表示を必要とする場合にあつては、県章又は市町村章

キ アからカまでに掲げるもののほか、公衆の利便に供するものとして表示する必要があると知事が認めるもの

(解説)

高速道路等沿道案内広告物のうち、観光施設等へ案内するためのものについて、表示できる内容を定めています。アに定めている内容を必ず表示することとし、必要に応じイ〜キに限り表示することができます。

【観光地点を表す記号、マークにピクトグラムを用いた事例】



5) 表示数の上限

規則別表第3（高速道路等沿道案内広告物の欄）

2 広告物の表示に関し、次に掲げる基準を満たすものであること。

(3) 高速道路等沿道案内広告物に係る同一の指定特産品の名称及び当該指定特産品に係る指定地域の名称の組合せ（同一の名称の組合せを表示しているものと通常考えられるものを含む。）にあつては、最寄りの高速道路等の沿道（当該高速道路等の車線のうち表示し、又は設置しようとする広告物から最も近い車線の沿道をいう。以下同じ。）上において2を超えて表示していないこと。

(4) 高速道路等沿道案内広告物に係る同一の指定観光施設等の名称（同一の名称を表示しているものと通常考えられるものを含む。）にあつては、最寄りの高速道路等の沿道上において2を超えて表示していないこと。

(解説)

美観風致の維持から、広告物の乱立を防ぐため同一の表示内容のものについては、「事前」「直前」の案内広告物の設置により最低限の案内機能を果たし得ると考えられることから、上り、下りそれぞれにおいて2まで（上下線で合計4まで）とします。

【特産品とその地域の名称との組合せの考え方】

アジ・アユ 海南省

左記の場合における特産品とその地域の組合せは、「アジ・海南省」と「アユ・海南省」の2通り組み合わせが表示されている。

**アジ・アユ
海南省・有田市**

左記の場合における特産品とその地域の組合せは、「アジ・海南省」と「アユ・海南省」及び「アジ・有田市」とアユ「有田市」の4通りの組み合わせが表示されている。

6) 広告物の形状

規則別表第3（高速道路等沿道案内広告物の欄）

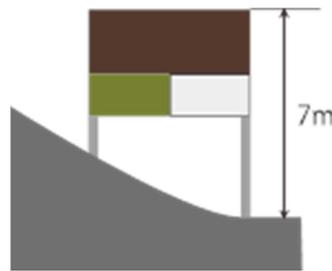
3 広告物の形状に関し、次に掲げる基準を満たすものであること。

- (1) 1の掲出物件に係る表示面は、1面であること。
- (2) 表示面は長方形で、かつ、幅11メートル以下であること。
- (3) 地面から広告物の上端までの高さは、7メートル以下であること。

(解説)

案内広告物の統一性を図るため、広告物の形状及び幅、高さを定めています。

【広告物の高さイメージ】



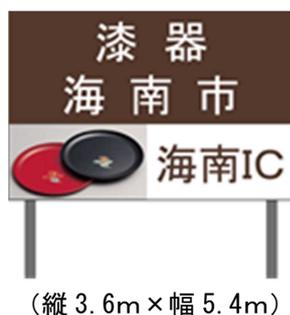
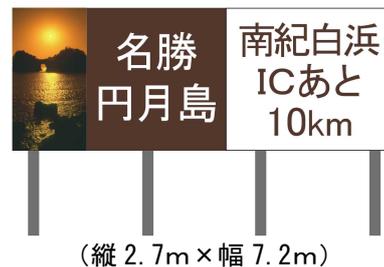
傾斜のある場合は、最も低い位置の地面からの高さとなる



周辺の自然景観を阻害しないよう、表示面の高さと幅の関係は、下記の大きさを参考にしてください。

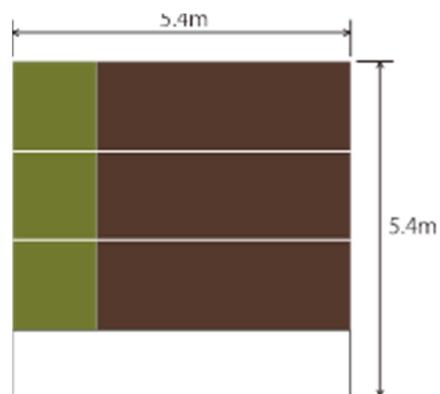
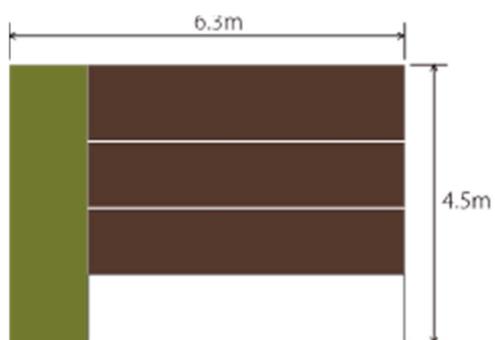
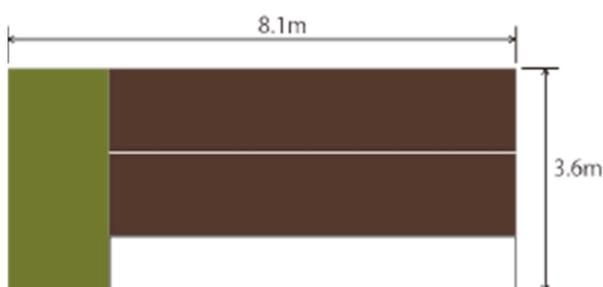
【単独看板（20㎡）の例】

表示面の高さ	表示面の幅	表示面の面積
1.8m	10.8m	19.44㎡
2.7m	7.2m	19.44㎡
3.6m	5.4m	19.44㎡
5.4m	3.6m	19.44㎡



【集合看板（30㎡）の例】

表示面の高さ	表示面の幅	表示面の面積
2.7m	10.8m	29.16㎡
3.6m	8.1m	29.16㎡
4.5m	6.3m	28.35㎡
5.4m	5.4m	29.16㎡



主要部分、案内部分、記号等部分の配置については、下記を参考にわかりやすい表示に努めて下さい。



7) 広告物の面積

規則別表第3（高速道路等沿道案内広告物の欄）

4 広告物の面積に関し、次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる表示面積以下であること。

ア 1の表示面に表示する指定特産品又は指定観光施設等の名称の総数が3であって、かつ、当該表示面に表示する日本語の案内（記号、マーク、絵その他これらに類するもの（以下「記号等」という。）及びアラビア数字その他外国語による翻訳又はローマ字の表示を付す必要がないことが明らかであるものを除く。以下「日本語案内」という。）の全部について翻訳等を付す場合 45平方メートル

イ 1の表示面に表示する指定特産品又は指定観光施設等の名称の総数が2又は3である場合（アに掲げる場合を除く。） 30平方メートル

ウ 1の表示面に指定特産品又は指定観光施設等の名称のいずれか1つを表示する場合 20平方メートル

（解説）

単独看板、集合看板のそれぞれの大きさについて定めています。

単独看板では、人の目が1か所に滞留すると言われる「0.3秒前後」の間に判別可能な日本語の最大文字数（15字）の表示に必要な最大面積を考慮し、20㎡としています。

集合看板では、商業地等において設置可能な独立広告の最大規模と同等としています。

なお、英語等を併記する集合看板の場合は、45㎡とすることができます。

【集合看板の例】



8) 広告物の各部分の表示面積

規則別表第3 高速道路等沿道案内広告物の欄

4 広告物の面積に関し、次に掲げる基準を満たすものであること。

(2) 次に掲げる表示に係る面積の基準を満たすものであること。

ア インターチェンジの名称その他これに附属するもの及びこれらに係る余白を表示する部分（以下これらを総称して「案内部分」という。）の面積の合計は、表示面積の5分の1以上であること。

イ 指定特産品、指定地域、指定観光施設等又はインターチェンジを示す記号等その他これに附属するもの及びこれらに係る余白を表示する部分（以下これらを総称して「記号等部分」という。）を案内部分以外の部分（以下「主要部分」という。）に表示する場合にあっては、記号等部分の面積の合計は、表示面積の5分の1以下であること。

(解説)

観光地点や特産品の名称を表示する部分を「主要部分」、インターチェンジの名称等を表示する部分を「案内部分」及び観光地点・特産品の記号等を表示する部分を「記号等部分」とし、案内部分については下限面積を、記号等部分については上限面積をそれぞれについて定めています。



主要部分



案内部分



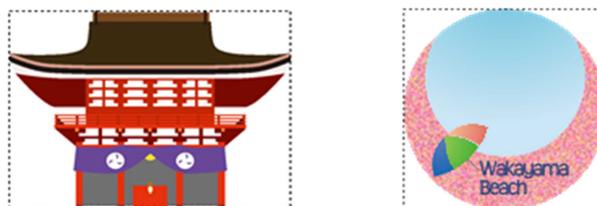
表示面積（全体）
の1/5以上

記号等部分



表示面積（全体）
の1/5以下

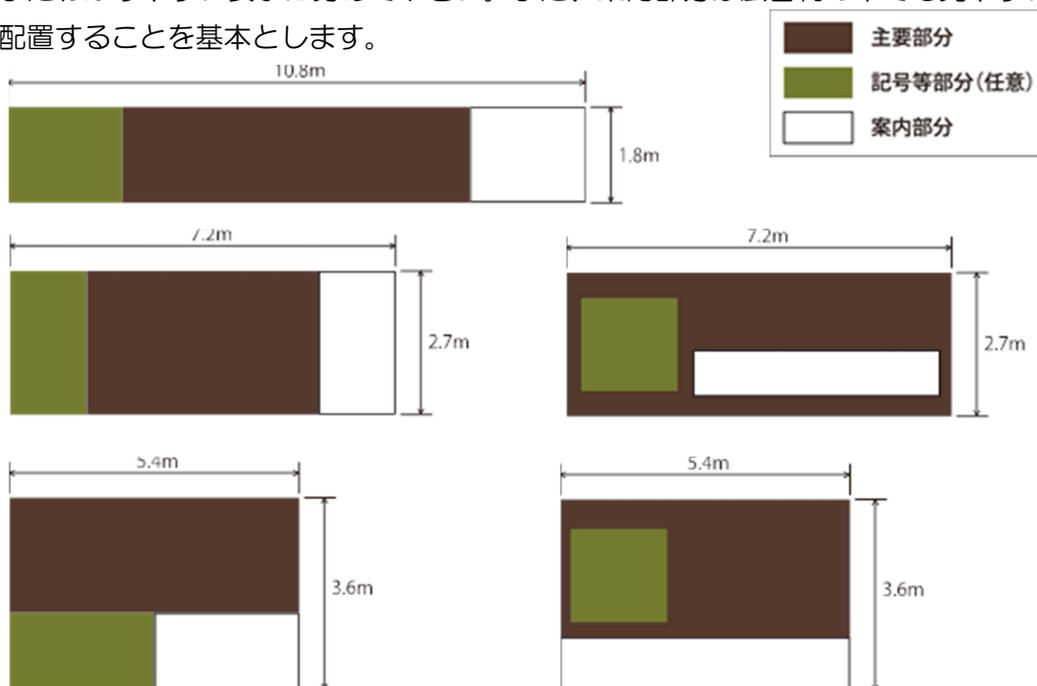
【記号等部分の面積の計算方法】



絵を囲む図形の面積（点線部分）を計測



主要部分、案内部分、記号等部分（任意）の位置は、下記の配置を参考にしつつ、見やすく、またわかりやすい表示に努めて下さい。また、案内部分は広告物の中でも見やすい道路側に配置することを基本とします。



記号等部分（任意）については、下記を参考にしつつ、和歌山をイメージさせる色の活用に努めて下さい。



緑 メジロ（県の鳥）、うばめがし（県の木）



藍色 マグロ（県の魚）、県章、黒潮



オレンジ色 ミカン、柿、根来塗り

また、ピクトグラムを適切に活用しつつ、伝えたい内容等が視覚的にイメージしやすくなるよう努めて下さい。



博物館・美術館



歴史的建造物



温泉



展望地・景勝地



海水浴場

参考：一般案内用図記号検討委員会（事務局：公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団）

9) 広告物の色彩

規則別表第3 (高速道路等沿道案内広告物の欄)

5 広告物の色彩に関し、次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 主要部分の表示面の色は、茶色(次に掲げる基準を満たすものをいう。以下同じ。)であること。

ア 色相(日本工業規格のマンセル表色系の色相をいう。以下同じ。)が10Rから7.5YRまでの範囲内にあるものであること。

イ 明度(日本工業規格のマンセル表色系の明度をいう。以下同じ。)が1.5から3.5までの範囲内にあるものであること。

ウ 彩度が1から3までの範囲内にあるものであること。

(2) 主要部分上に表示する記号等以外のものの色は、白色(明度が9.0以上、かつ、彩度が0.3以下であるものをいう。以下同じ。)であること。

(3) 案内部分の表示面の色は、白色であること。

(4) 案内部分上に表示する記号等(インターチェンジの表示及びこれに附属する表示に係るものを除く。)以外のもの(以下「文字等」という。)の色は、茶色であること。

(5) 高速道路等を通行する車両の運転者が表示面の裏面又は支柱を容易に視認できる場合にあっては、当該表示面の裏面又は支柱の色は、景観に配慮した色であること。

(解説)

美観風致の維持から広告物相互の統一感を確保するため、色彩について一定の基準を定めています。また、表示面の裏面や支柱の色についても配慮を求めています。

記号等部分は特段の色彩規制を設けていませんが、主要部分及び案内部分と調和が図られるよう努めてください。また、表示面の裏面又は支柱の色は、茶色若しくはグレーを基本とします。

【色彩調和のイメージ】

例示の規準色は、色相 3.1YR 明度 2.6 彩度 2.7



10) 広告物の意匠

規則別表第3（高速道路等沿道案内広告物の欄）

6 広告物の意匠に関し、次に掲げる基準を満たすものであること。

- (1) 表示面が点滅し、又は回転するものでないこと。
- (2) 電光表示、点灯照明、ネオンサインその他の光源が露出したもの（表示面を直接照らすものを除く。）を使用するものでないこと。

（解説）

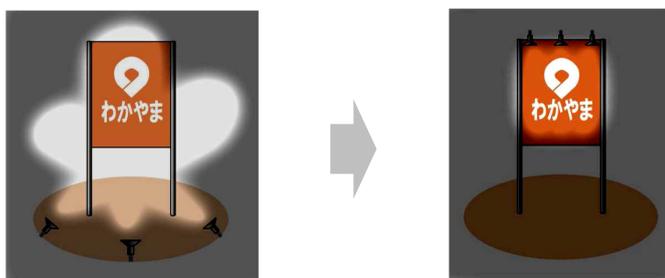
周辺の自然環境等の風景維持や運転者の注意散漫になることを防止するため、点滅・回転する表示、電光掲示する表示は禁止とします。また周辺の景観を阻害したり、光が交通の妨害となることを防ぐため、電飾設備（動光（電光掲示）、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの）の使用も禁止します。



夜間の視認性確保のために設ける照明装置については、自動車運転者の目に直接光が入らないよう、また周辺への配慮を行い必要以上に広い範囲を照らすのは避け、伝えたい内容部分に照明をあてることが望ましい。

また、使用する光源は、原則白色光源とします。

【夜間の視認性確保のイメージ】



和歌山県屋外広告物ガイドラインより

1 1) 文字

規則別表第3 (高速道路等沿道案内広告物の欄)

7 広告物の表示の方法に関し、次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 文字等 (日本語案内に付す翻訳等に係るものを除く。) は、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる長さ以上であること。

ア 最寄りの高速道路等の路端から 15メートル以内の範囲に表示面の全部が存する場合
縦 50センチメートル

イ 最寄りの高速道路等の路端から 15メートルを超える範囲に表示面の全部又は一部が存する場合
縦 70センチメートル

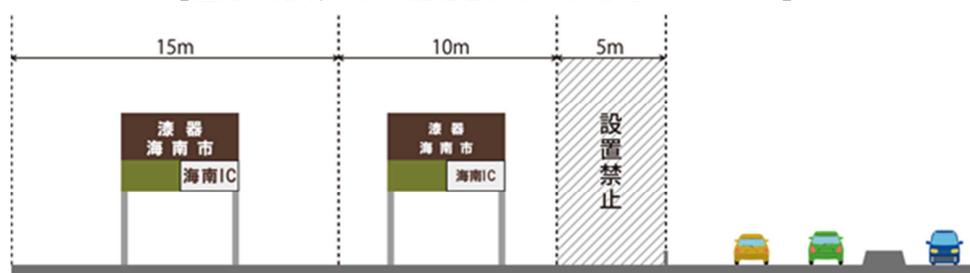
(2) 日本語案内に付す翻訳等は、当該日本語案内に係る文字等の長さに 55パーセントを乗じて得た長さ以上であること。

(3) 文字等の書体は、高速道路等を通行する車両の運転手が明瞭に判読できるものであること。

(解説)

高速道路等の路端からの距離に応じ、文字の大きさを定めています。

【道路の路端からの距離と文字の大きさのイメージ】

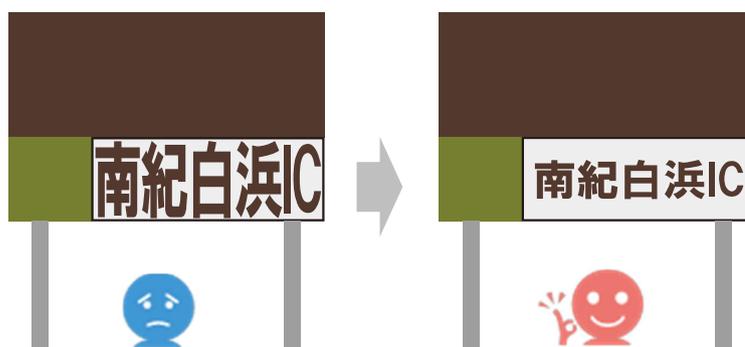


【文字高さ】

(和文) **和歌山** 文字高さ

(英文) **Wakayama** 文字高さ

文字等の書体は、角ゴシックを基本とし、走行車中からの視認性を高めるため、表示面の余白率が50%以上となる範囲で、文字を拡大するよう努めて下さい。大きすぎる文字は、反って判読しづらくなるため、大きな文字でも基準文字高の2倍を超える大きさは避けましょう。



【推奨事例】



- 多くの文字等を表示すると判別しにくいことから、伝えたい情報を必要最低限に、また、シンプルに記載しましょう。
- 文字間が狭すぎたり、枠いっぱいまで表記すると判別しにくいことから、余白を取り、文字間のバランスに配慮しましょう。
- 伝えたい主要な文字（地点・施設名等）とそれを補足する文字の大きさを変えることで、メリハリを付け見やすい記載としましょう。
- 写真やイラストは、原色の使用は最小限に止め、主要部分との調和を考えた配色としましょう。
- 補足する内容は、たくさんあると情報が煩雑になり、わかりにくくなるので、補足する内容は、1つか2つ程度の記載にしましょう。



1 2) 設置場所

規則別表第3 高速道路等沿道案内広告物の欄

8 広告物の設置場所に関し、次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 高速道路等に設置されている標識（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）別表第1案内標識の表に掲げるものに限る。）から10メートル以内の範囲に、表示面の全部又は一部が存しないこと。

(2) 高速道路等の道路端から道路外側に向かって5メートル以上30メートル以下の範囲に表示面の全部が存するもので、かつ、当該道路端に係る道路面上方12メートルにおける水平面から当該表示面の全部又は一部が突出しないものであること。

(3) 最寄りの高速道路等の沿道上に他の高速道路等沿道案内広告物が存する場合にあっては、当該他の高速道路等沿道案内広告物から80メートル以上離れた場所（地理的要因その他やむを得ない事由があり、かつ、周辺景観と不調和とならないと知事が認める場合にあっては、知事が別に適当と認める場所）に設けられるものであること。

（解説）

道路標識の妨げにならないように、また広告物の視認性等を考慮し設置場所の規準を設けています。相互間距離は、広告物の表示面からの水平距離とします。

地理的要因その他やむを得ない事由があり、かつ、周辺景観と不調和とならないと認められる場合にあっては、他の案内広告物から80m以内の場所に新たに案内広告物の設置が認められます。この場合、次の要件を満足してください。

(A) 走路方向 15m以内に設置できる案内広告物は2個まで

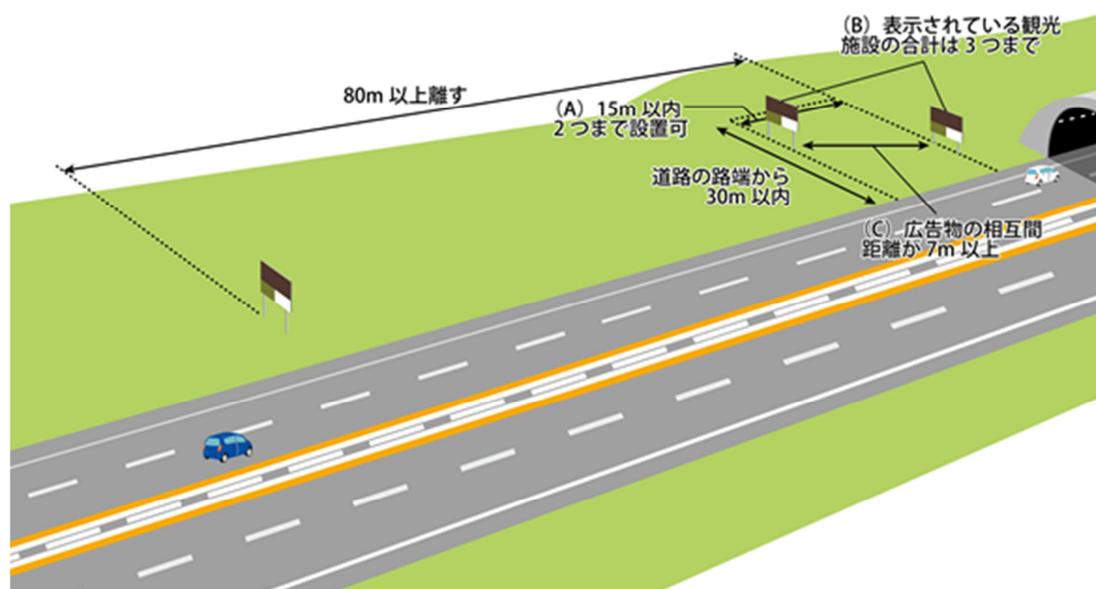
(B) 表示されている観光施設等の合計は3つまで

(C) 案内広告物の相互間距離は7m以上

ただし、2個の広告物の表示面積の合計が30㎡以下かつ統一感が図られている場合はこの限りではない

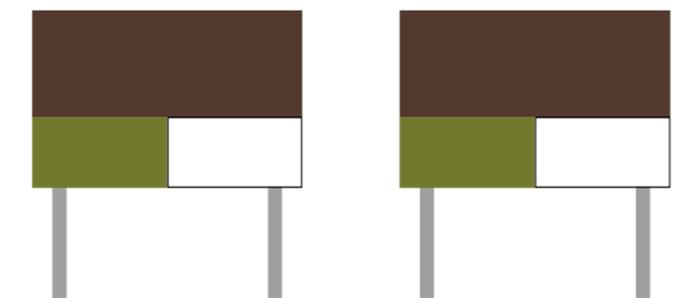
(D) 色彩等が統一されていること

(E) 表示面の視認性が確保されていること

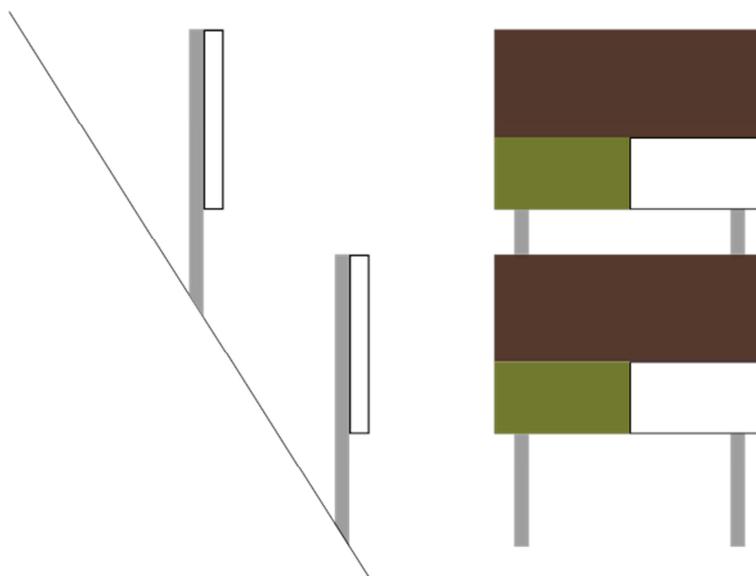


「統一感が図られている」とは、以下の条件を満足することが必要です。従って、一方が表示を変更する場合も統一を図ることが必要となります。設置者同士が十分に協議し、調整を行うことが重要です。

- それぞれの表示面の大きさが同じであること
- 表示面が平行に並んでいること
- 表示のデザイン（表示面の構成等）が揃っていること



【大きさを揃えて左右平行に並べた場合】



【大きさを揃えて上下平行に並べた場合】

発行/お問い合わせ先

和歌山県庁 県土整備部 都市住宅局 都市政策課

〒640-8585（県庁専用郵便番号）和歌山市小松原通1丁目1番地

TEL:073-441-3228 FAX073-441-3232

HP:<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/index.html>